

## 丹波篠山国際博ロゴマーク取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領（以下、「本要領」という。）は、「丹波篠山国際博 日本の美しい農村、未来へ（以下、「丹波篠山国際博」という。）」の関連イベントの開催等に当たり、丹波篠山国際博の公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、丹波篠山国際博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が別に定める図柄とする。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、実行委員会に帰属する。

### (使用方法)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に丹波篠山国際博ロゴマーク使用届（様式第1号）またはオンラインより丹波篠山国際博実行委員長（以下、「実行委員長」という。）に届け出るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、届け出ることなくロゴマークを使用することができる。

- (1) 丹波篠山市、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が主催する事業
- (2) 実行委員会が主催する事業
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 学校において教育等の目的で使用する場合
- (5) 個人的に家庭内、またはこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (6) その他、実行委員長が届出を必要としないと認める場合

### (使用の禁止)

第5条 実行委員長は、ロゴマークを使用する事業が、次の各号に該当すると判断した場合は、使用を禁止することができる。

- (1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (5) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (6) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (7) 政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するもの。
- (8) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するもの。
- (9) その他、実行委員長がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が別に定める使用マニュアルに従うこと。
- (2) 第4条で届け出た用途にのみ使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した商品の製造または役務を他の者に委託する場合は、その受託者が本要領の規定に違反しないよう、管理、監督その他必要な措置を講ずること。  
(免責事項、損失補償等の責任)

第8条 実行委員会は、本要領により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。ロゴマークの使用の中止により、使用者または第三者に生じた損害についても同様とする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、実行委員会に報告しなければならない。
- 4 前項に規定する事故、苦情について、実行委員会は一切の責任を負わない。

(委任)

第9条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

#### 附 則

本要領は、令和6年2月1日から施行する。